資料4

議題４　警察署に対する交通規制要望の受付方法について（小牧市提出）

市名	回答		
	（1）地元の規制要望の受付方法	（④その他） 受付方法	（2）現行の要望受付方法の課題
名古屋市	④その他	決まった受付方法無し	
豊橋市	④その他	原則警察署。ただし、市に来た場合は警察署の窓口を紹介。	交通規制の要望であれば警察の判断になるため、一時的に市で要望を受けたとしても詳細は警察官が再度聞く必要があることから、直接警察に伝えてもらうことが望ましい。
岡崎市	③双方で警察署に情報を集約する		他の要望事項とまとめて要望書を提出される場合は、市が受付し、警察分を抜粋して警察へ届ける場合もありますが、個別の要望書で、提出先が警察の場合、市での受付も行っていますが、警察に提出いただいた方がよい旨を案内しています。 警察への要望は、要望書に書ききれない熱意も含めて、直接警察に提出された方がよいのではないかと考えます。
一宮市	②市を通さず警察署で受付ける		市が仲介せず町内会が直接警察に要望出す運用で、問題となることはほとんどない。
瀬戸市	③双方で警察署に情報を集約する		自治会からの要望書や市長へのメッセージ、電話、当課へ直接メールなど様々な方法で要望が届けられる。要望者に回答ができる状態であれば、交通規制については警察署交通課が担当であることをお伝えしつつ、市から警察に連絡をし、今後の対応方法を聞き取り要望者へ伝える。匿名回答で連絡先不明の場合は、今後連絡先が分かった際を想定し回答案を作成しておく。 要望者本人が直接警察へ伝えるのが良いと考えているが、市の交通安全担当課として交通安全啓発看板やのぼり旗の配布を行っているため、それらの物品で対応できる案件は市でも対応をしている。
半田市	①市で一括して受付ける		特になし
春日井市	④その他	基本的に市を窓口にしているが、直接警察署へ要望することを妨げるものではない（直接警察署へ持ち込まれた要望の情報について、集約はしていない）	規制要望の検討結果を市に聞かれた場合、毎回警察署に確認する必要がある。
豊川市	②市を通さず警察署で受付ける		市に要望書の提出があった場合は、職員が受領し、警察署に申し送りします。
津島市	①市で一括して受付ける		
碧南市	③双方で警察署に情報を集約する		市を経由した要望の際に、要望の内容・回答共に、又聞きになってしまう。
刈谷市	④その他	交通規制要望は、警察へ提出するように案内するが、それでも市へ出されたものは警察へ代わり提出している。	刈谷警察署からは、地元の意見（交通量や時間帯、どのような状況で、どれだけの人が困っているのか）等を直接聞きたいと伺っている。 市としては、提出された要望について、経由したものだけでなく、直接提出されたものもあると、その後の結果等についてすべてを把握することが困難である。
豊田市	①市で一括して受付ける		・件数が多く、要望を取りまとめてから警察へ報告に出向くため、要望受付から回答までに時間を要している。 ・自治区からの要望受付は電子化しており、庁内ではペーパーレス化が完了している。ただし要望には連絡先等の個人情報が含まれるため、警察への情報提供の際は要望を紙資料に出力したものを持参している。警察署まで出向く手間や、個人情報の適切な取り扱いが課題となっている。 ・要望によっては、警察に直接出向けばその場で対応不可が明白である件（道路形状に対し無謀な要望など）についても、市では回答できないので、一旦受領した上で警察へ確認、回答の手続きが必要となり不要な手間や自治区を待たせる時間が発生している。
安城市	②市を通さず警察署で受付ける		

議題４　警察署に対する交通規制要望の受付方法について（小牧市提出）

市名	回答		
	（1）地元の規制要望の受付方法	（④その他） 受付方法	（2）現行の要望受付方法の課題
西　尾　市	①市で一括して受付ける	基本的には①だが、市を通さずに直接警察に規制要望を提出する場合がある。その場合は市は把握していない。	
蒲　郡　市	③双方で警察署に情報を集約する		受付窓口が統一されていない。
犬　山　市	②市を通さず警察署で受付ける		
常　滑　市	①市で一括して受付ける		情報を集約するのに手間がかかる。
江　南　市	③双方で警察署に情報を集約する		当市管轄の警察署では、市が提出した地元区要望について直接地元区へ電話にて回答しているため、市では回答内容については把握しておりません。仮に地元区より市へ回答を求められた場合でも、直接警察署へ確認するよう連絡しており、現在の運用で特に課題はございません。
小　牧　市	①市で一括して受付ける		・警察署に要望が伝わるまでに時間を要する ・規制要望の検討結果を市に聞かれ、警察署に確認する必要がある ・要望箇所に関して地図や現場での確認が必要となる場合があり、業務量の増加につながる ・書面だけでは自治会の要望が詳細まで伝わりにくい
稲　沢　市	①市で一括して受付ける		市で受付した警察署に対する検討結果について警察署から回答がないため、地元から問い合わせがあった際に都度、警察署に確認する必要がある
新　城　市	③双方で警察署に情報を集約する		自治会から市への要望に県又は警察が所管する事項への要望が含まれる場合には、当該機関に要望の写しを送付し、要望に対する市からの回答において写しを送付した旨を記載することで対応している。以後は、当該機関と自治会での対応となるため、課題はない。
東　海　市	③双方で警察署に情報を集約する		交通規制に関する案件は市で動くことができないため、要望者への回答が警察待ちになり時間がかかってしまう。 同様に、規制設置等ができない場合、要望者への回答が伝聞ベースのものとなり、回答への具体的な質問が出た際にも警察に確認したうえで対応するため、効率が悪くなっている。
大　府　市	①市で一括して受付ける		特になし
知　多　市	④その他	市に要望があったものは、警察に要望を提出している。警察でも要望を受け付けているが、市への情報共有はない。	市で受付した要望については、市が要望書を警察に提出し、市が結果を要望者に伝えている。 規制は警察での判断になるため、要望が通らなかった際の理由に納得されない事例等があり、複数回のわたり、警察⇔市⇔要望者のやり取りが必要になる場合があったため、今後は直接警察に依頼してもらうか受付までは行うが、結果の報告等は警察からしてもらうように体制を変更したいと考えている。
知　立　市	③双方で警察署に情報を集約する		市が仲介する場合は、要望内容が不十分であると何度も聞き取りし報告する手間が生じ、地元から警察署へ直接要望書を提出する場合は、地元要望の内容を市が把握できない。
尾 張 旭 市	③双方で警察署に情報を集約する		市は規制の可否を判断できないため、要望をいただいても、警察に報告するだけとなる。
高　浜　市	④その他	明確な規定はない。 ※市の交通安全担当や道路担当部署で受付した場合は、道路管理者へ連絡する。市道の場合は、道路管理者から警察へ要望する。	要望の受付方法について、明確な規定がない。

議題４　警察署に対する交通規制要望の受付方法について（小牧市提出）

市名	回答		
	（1）地元の規制要望の受付方法	（④その他） 受付方法	（2）現行の要望受付方法の課題
岩　倉　市	④その他	市で受付ている場合もあれば、市を通さず警察署に要望する場合もある。	元々、規制の要望などは地元住民の総意が必要になるといわれるため、行政区でその意見のとりまとめを実施し、それをもって警察に要望する形となる。どちらの方法でも二度手間がかかってしまうので、直接行政区と警察でやり取りしていただく方がよいと考えています。 逆に質問ですが、規制の要望について、その後の取り扱いは市で行っているのですか？（総意の取りまとめなど）
豊　明　市	①市で一括して受付ける		・自治会の方は、市交通担当、市道路維持担当、警察署のいずれが管理、修繕等を行っているかを把握することが難しいため、市でいったん受付をし、担当部署・機関へ振り分けを行う方が望ましいと考えられるため。
日　進　市	①市で一括して受付ける		・市で一括して受付けまとめて警察に伝えるため、タイミング次第では伝わるまでにかなりの時間を要する。 ・要望に対する結果の回答が無いため、市へ問い合わせがあった場合に都度警察に確認することになる。 ※所管課が異なるため、聞取りのうえ入力。
田　原　市	④その他	基本的には警察が受け付けている。 市に相談があれば、市を通す場合もある。	なし
愛　西　市	③双方で警察署に情報を集約する		
清　須　市	①市で一括して受付ける		特になし
北名古屋市	①市で一括して受付ける		交通規制要望は、市で一括して受け付けることから、要望に対する回答までに時間がかかることや、要望結果（不採択）に対する警察の考え方に対する苦情を市担当者が受けることがある。 また、警察署に入った交通規制要望も、一旦、市に要望するように説明されているため、市に要望を持ってきた時点でたらい回しにされていると感じていたり、要望に対して「事故が発生しないと対応しない」と説明を受けたりしているケースがあり、警察署での対応に関する苦情を受けることもある。
弥　富　市	④その他	関係がある担当課が、自治会の要望書を警察署に提出する。	なし
みよし市	①市で一括して受付ける		警察の担当者のアポ取りが難しく、要望内容の警察との相談や確認に時間を要することが多いため、要望を頂いてから回答までに時間がかかる。
あ　ま　市	①市で一括して受付ける		
長久手市	①市で一括して受付ける		警察署の希望により市で受け付けてから警察署に要望を提出しています。 愛知警察署は３市１町を担当しているため、各市町の自治会がそれぞれ要望を出された場合の状況を考慮すると、現状が望ましいのではないかと思います。 また、要望が出された場合は、回答にかなり時間を要すること、回答があった場合は直ぐに連絡すること、要望を提出しても却下となる場合があることを伝えております。